

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について)

【地理的条件等】

① 位置・地勢等の概況

播磨町は、兵庫県南部の中央に位置し、神戸市中心部から西側に直線距離で約30 kmの臨海部にあり、東は明石市、西と北は加古川市に接し、南は瀬戸内海に面している。面積は9.13 km²と兵庫県内で最も小さいが、その内3割にあたる海を埋め立てた人工島には、生産用機械器具製造業、化学工業を中心とする約60社の企業が操業しており、こうした企業集積もあって、本町の化学工業製造品出荷額は県内で上位にランクされている。また、町内には重要港湾である東播磨港に整備された2つの公共埠頭があり、東播磨内陸部への海の玄関口として大きな役割を果たしている。

本町は、山林や丘陵地はなく全体的に平坦な地形で、町域の大部分は標高10メートル未満である。町のほぼ中央部に印南野台地から喜瀬川が、西側を水田川がそれぞれ南北に流れているほか、雨の少ない気候もあって、随所につめ池が設けられていることから、本町には多くの野鳥が多く生息している。近年では宅地開発に伴い、田園風景は減ってきているが、残された自然を活用し、やすらぎとおいしいのあるまちづくりを進めるため、つめ池や町内の緑地をつなぐ緑道「であいの道」、「喜瀬川ふるさとの川」の整備を進めてきた。

本町の土地利用状況をみると臨海部を東西に通る県道明石高砂線以南と以北で大きく土地利用が異なり、南側は主に工業系の土地利用で、北側では全体的に住居系が多くなっている。国道250号(明姫幹線)や県道本荘平岡線沿道では商業系の土地利用の割合が高くなっている。

本町全域が東播都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は、8.54 km² (92.8%)、市街化調整区域は0.66 km² (7.2%)である。市街化区域の用途別地域の面積割合は、工業専用地域の割合が33.6%と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域17.0%、第一種低層住居専用地域16.6%の順となっている。また、各種住居専用地域及び居住地域は市街化区域の58.0%、準工業、工業及び工業専用の工業系地域は40.5%であり、工業系地域の割合は他市町に比べ高い値となっている。

② 交通体系

本町には広域幹線道路として、東西に国道 250 号線（明姫幹線）が町の中央に、臨海部には県道明石高砂線が通っており、北側には国道 2 号線及び町内にはないが加古川バイパスとも隣接している。

高速道路については、第二神明道路が整備され、神戸市まで 1 時間、大阪市まで 1 時間 20 分の近距離に位置する。

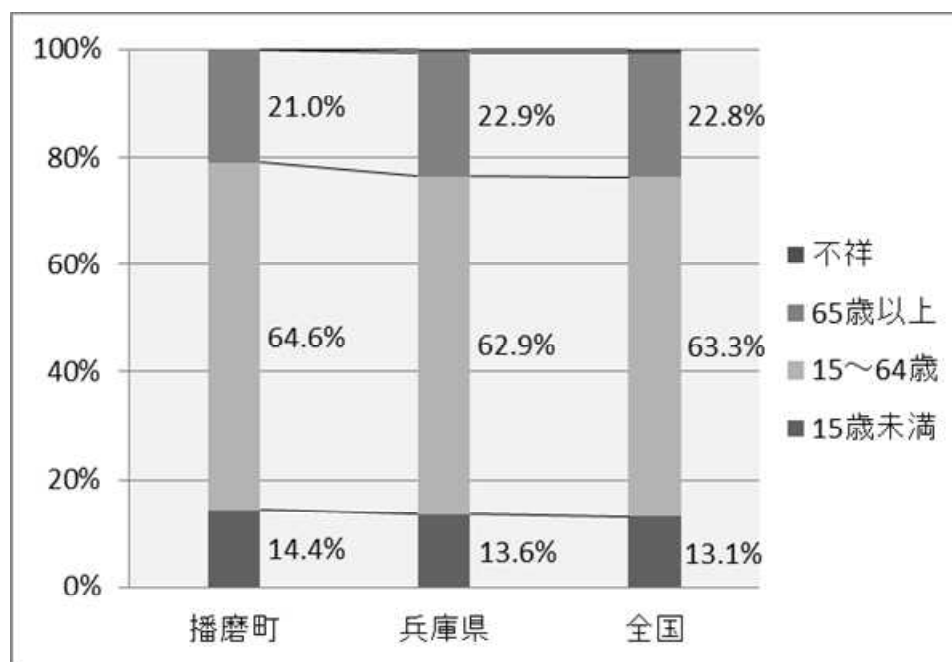
鉄道網としては、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、山陽電鉄が東西方向に通っており、神戸へ約 40 分、大阪へは約 1 時間 10 分程度とアクセスの利便性は高い。

③ 人口動向

平成 22 年国勢調査による本町の人口は 33,183 人、世帯数は 12,581 世帯である。高齢化率（65 歳以上の高齢者人口比率）は 21.0%であり、兵庫県平均の 22.9%、全国平均の 22.8%に比べ下回っている。

また、本町における生産年齢人口比率（総人口に占める 15 歳～64 歳の人口の割合）は 64.6%で、兵庫県平均の 62.9%、全国平均の 63.3%を上回っており、豊かな労働人口が地域のものづくり産業を支えている。（表 1 参照）

（表 1）年齢別人口



（参考）平成22年国勢調査

【既存の産業集積等の状況】

① 播磨町の産業の特徴

農業、漁業、商業が縮小傾向にある中、本町は、東播磨臨海工業地帯の一角に位置し、製造業が基幹産業となっている。特に、金属製品、化学工業品、生産用機械器具が主要製品となっている。

また、重要港湾である東播磨港に整備された 2 つの公共埠頭があり、東播磨内陸部への海の玄関口となっている。

本町における工業地帯は新島、東新島の人工島に集中し、それ以外の町域の大部分が住宅地となっており、住宅地と工業地帯が共存したまちとなっている

② 統計データ

平成 24 年経済センサス（従業員 4 人以上）による町全体の製造品出荷額等の額は、187,847 百万円、事業所数は 80 事業所、従業員数は 4,431 人である。

業種別の製造品出荷額等の割合は、化学工業が 18.9%、次いで、生産用機械器具が 18.5%となっている。

業種別の付加価値額では、化学工業が 12,675 百万円と最も大きく、次いで窯業・土石製品製造業の 10,999 百万円となっており、上位 2 種業種で町全体の付加価値額の半数以上を占めている。

事業所数では、金属製品製造業と生産用機械器具製造業が各 18.8%と多く、次いではん用機械器具製造業が 11.3%と続いている。

従業者数では生産用機械器具製造業が 26.0%と最も多く、はん用機械器具製造業が 17.5%、化学工業が 17.0%と次いでおり 3 業種で全体の 6 割を占めている。

事業所 1 箇所当たりの製造品出荷額等では、化学工業が 5,921.5 百万円となっており、次いで窯業・土石製品製造業が 3,298.7 百万円となっている。

従業員 1 人当たりの製造品出荷額等では、鉄鋼業が 74 百万円となっており、窯業・土石製品製造業の 58.6 百万円、化学工業の 47.2 百万円と続いている。

以上のように、町全体でみると化学工業の占める割合が高く、付加価値率では 35.7%と兵庫県全体の 33.4%を上回っている。（表 2 参照）

表 2 : 製造品出荷額等、付加価値額、事業所数及び従業者数

	製造品出荷額等		付加価値額		事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	百万円 (A)	構成比	百万円 (B)	付加 価値率 (A÷B)	所 (C)	構成比	人 (D)	構成比	事業所1箇 所当たり (百万円) (A÷C)	従業員1人 当たり (百万円) (A÷D)
食料品	133	0.1%	81	60.9%	3	3.8%	27	0.6%	44.3	4.9
化学工業	35,529	18.9%	12,675	35.7%	6	7.5%	753	17.0%	5,921.5	47.2
窯業・土石製品	23,091	12.3%	10,999	47.6%	7	8.8%	394	8.9%	3,298.7	58.6
鉄鋼業	17,324	9.2%	4,763	27.5%	6	7.5%	234	5.3%	2,887.3	74.0
金属製品	15,185	8.1%	6,370	41.9%	15	18.8%	468	10.6%	1,012.3	32.4
はん用機械器具	28,411	15.1%	530	1.9%	9	11.3%	775	17.5%	3,156.8	36.7
生産用機械器具	34,808	18.5%	940	2.7%	15	18.8%	1,150	26.0%	2,320.5	30.3
電気機械器具	627	0.3%	487	77.7%	4	5.0%	111	2.5%	156.8	5.6
輸送用機械器具	2,897	1.5%	1,895	65.4%	5	6.3%	100	2.3%	579.4	29.0
全業種合計	187,847	100.0%	45,064	24.0%	80	100.0%	4,431	100.0%	2,348.1	42.4

(資料) 経済産業省「平成24年経済センサス」 (注) 製造品出荷額等が秘匿されている業種については、記載していない

③ 企業誘致等の取組状況

新島、東新島などの工業地帯は、バブル経済崩壊後、倒産による空地が発生し、これまで有効な工場誘致施策を実施できていなかったこともあり、現在に至るまで跡地活用が行われていない状況にある。

については、今後は、新島、東新島の工業地帯を、本町の産業活力を維持・向上させる拠点と位置付けるとともに、新たな固定資産税の軽減措置を導入し、積極的な企業誘致に努めていく。また、誘致活動においては、重要港湾である東播磨港や周辺道路の活用による輸送の優位性や通勤の利便性など、本町の優れた立地環境をアピールしていく。

【インフラの整備状況等地域の特色】

① 都市圏への好アクセス

広域幹線道路として、東西に国道 250 号線（明姫幹線）が町の中央に、臨海部には県道明石高砂線が通っており、また、北側では国道 2 号線が通り、加古川バイパスとも隣接している。これらにより大阪まで約 1 時間 10 分でアクセスできる。

鉄道網としては、JR山陽新幹線、JR山陽本線、山陽電鉄が東西方向に通っており、神戸へ約40分、大阪へは 1 時間10分程度とアクセスの利便性は高い。また、明石海峡大橋の開通などにより、道路交通網はさらに整備・充実され、阪神地域と中核都市である姫路市の中間に位置する本町は、極めて交通の利便性に優れた地域である。

② 安定した水道水の供給

本町の水道は、昭和30年ごろに簡易水道が敷設され、新島への給水のため町営水道が発足し、その後、簡易水道事業の既設管等の老朽化などにより、水道事業が実施され、古くなった取水井に代わる水源の確保、浄水施設、配水施設等の拡充整備が図られ、現在に至っている。

③ 災害に強いまちづくりの推進

本町では阪神淡路大震災等の教訓を踏まえ防災行政を推進してきたが、東日本大震災の発生により、地震や津波に強い安全なまちづくりへの意識が高まるとともにこれまでの防災行政を徹底して見直す必要に迫られている。

町としては、南海トラフ巨大地震による地震・津波被害、山崎断層地帯をはじめとする直下型の地震被害、集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されている中、来たるべき災害に備え、被害を最小限にとどめるため、防災基本方針として、まちの将来像である「未来につなげる安全・安心のまちはりま」を目指し、「みんなの力で災害に強いはりまをつくる～避けられたはずの犠牲を出さないために～」を防災理念として、防災体制の構築や危機管理体制の整備等、各種の取り組みを実施し住民の生命、身体及び財産の保護に努めていく。

④ 安定操業に不可欠な工場立地条件が整う

高額な製造設備を擁し、高精度な製品を製造する工場の立地に当たっては、電力・用水などのインフラが充実し、各種災害や停電などの影響を受けずに安定操業できることが重要である。こうした工場の立地場所として本町が選ばれ、現在も操業していることは、製造業の安定操業に適した立地環境であることの証左と言える。

本町は、市街化区域（8.54km²）の用途別地域の面積のうち、3割を工業専用地域が占めており、さらに町面積の3割にあたる新島・東新島では、全域が工業地域又は工業専用地域となっている。

⑤ 快適な住環境が整う

本町は、大中遺跡に代表されるように古代にさかのぼる歴史のあるまちである。主な史跡、文化財には国指定史跡である「大中遺跡」、県指定文化財である古墳時代中期の円墳「愛宕塚古墳」、4つの社が軒を近接して並立する特色ある社配置を持つ「阿閑神社本殿」があげられる。町内にはこれらの歴史的建造物等の景観が保全されているほか、多くの公園施設やスポーツ施設などのレクリエーション施設が配置されている上、町域が狭いことから行政効率が良く、コンパクトにまとまった快適で暮らしやすいまちとなっている。

また、上下水道（上水道普及率 100%、下水道普及率 97.57%）、医療施設や、保育所 4 箇所、幼稚園 3 園、学童保育（町内全小学校 4 校区に 7 学童保育所を開設）、小学校 4 校、中学校 2 校、高校 1 校、特別支援学校 1 校、子育て支援センター 2 箇所と生活基盤が整備されており、町民生活を支える社会資本が充実している。

(目指す産業集積の概要について)

本町では、古くから生産用機械器具製造業や、化学工業をはじめとするものづくり産業が地域産業を牽引してきたが、経済のグローバル化の進展に伴い海外との競争が厳しくなる中で、今後は生産拠点の海外移転など国際分業が拡大するとともに、国内では重要部品や高機能部材の製造に特化する流れが進むと考えられるため、今後は、製造技術・新素材の研究開発とそのための基盤を整えていくことが重要であると考えられる。

については、播磨町ならではの強みを活かしながら、成長が見込まれる分野を含む製造技術・新素材分野の集積に取り組んでいく。

そのため、高度な技術を有する企業が集積し、その連携が進む新島・東新島の工業地帯を中心に、新規立地企業にとって有利な条件が整っている町内の工業地域及び工業専用地域を集積地区とし、本町が持つ地域特性や強みを最大限に生かした産業集積の形成を図ることで、地域経済の活性化の促進、雇用の創出に結び付けていく。

なお、それと関連して、中小企業の創造性、機動性を生かした新製品・新技術の開発や製品の高付加価値化などの新分野の開拓も支援し、地域経済の活性化と雇用の創出を目指す。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	451 億円	479 億円	6.1%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
産業用共用施設の整備等に関する事項					
① 工場用地等の情報提供 (兵庫県・播磨町)					
② 立地環境・インフラの整備 (播磨町)					
③ 工場用地・適地の調査、発掘 (播磨町商工会・播磨町)					
人材の育成・確保に関する事項					
① 経営安定化・人材育成事業 (播磨町商工会)					
② 中小企業内訓練推進事業 (播磨町商工会)					
③ 就職面接相談会の実施 (播磨町商工会)					
技術支援等に関する事項					
① 産官学の連携 (播磨町商工会・播磨町)					
② 新製品開発・技術力強化の支援 (播磨町商工会・兵庫県・播磨町)					
③ 地場産業のブランド化の推進 (播磨町商工会・播磨町)					
④ 販路開拓・取引拡大の支援 (播磨町商工会・播磨町)					
その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項					
① 産業振興戦略ビジョンの策定・推進 (播磨町)					
② 交通基盤の充実・機能強化 (兵庫県・播磨町)					
③ 企業立地に関する優遇措置の実施・充実 (兵庫県・播磨町)					
④ 企業立地支援事業 (播磨町商工会・播磨町)					
⑤ 企業立地後のフォローアップ (播磨町)					

2 集積区域として設定する区域

(区域) 播磨町全域

なお、この区域内には、「自然公園法」に規定する自然公園地域、「自然環境保全法」に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に規定する生息地等保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、日本の重要湿地 500 及び自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は含まれていない。

設定する区域は、平成27年8月1日現在における行政区画その他区域又は道路、鉄道等により表示したものである。(別添地図参照、8-1頁)

(集積区域の可住地面積)

913ha

可住地面積＝総土地面積－(林野面積＋湖沼面積)

(資料：農林水産省経済データ)

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

本町では、製造業をはじめとする既存産業の活性化、新規企業の誘致や新産業の創出による産業の活性化により、活力と活気があふれるまちづくりを目指しており、町域全体を集積区域として指定し、産業集積の形成と活性化を図ることとする。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

特に重点的に企業立地を図るべく促進する区域及び既存工場の事業拡大を図る区域は、新島、東新島の工業地域及び工業専用地域とする。(別添地図参照、8-2頁)

設定する地域の地番は、別添地番表のとおり平成27年8月1日現在における地番により表示したものである。

(地番表参照、8-3頁)

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

重点区域と同じ。

(特例措置を実施することにより期待される効果)

特例措置を実施しようとする新島、東新島地域には、これまで本町経済を牽引してきた生産用機械器具製造業などの工場が立地している。

しかし、これらの工場において、新たな事業展開を行うために新設や増改築を行おうとしたとき、工場立地法による緑地面積率等の規制が事実上それを不可能としているため、日本を取り巻く厳しい経済環境の変化の中で、産業活力の維持に支障が生じるおそれがある。

そこで、周辺地域の生活環境との調和にも配慮しながら、住宅のない工業地域及び工業専用地域を特に重点促進区域と位置づけ、工場立地法上の特例措置を実施することによって、既存事業所における産業の高度化が期待できる。

この特例措置を講じることによる企業立地件数は 3 件、新規雇用創出数は 166 人が見込まれる。

なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情や住民の意見を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保全に配慮するとともに、兵庫県・播磨町の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

製造技術・新素材関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

09	食料品製造業	23	非鉄金属製造業
11	繊維工業	24	金属製品製造業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	25	はん用機械器具製造業
13	家具・装備品製造業	26	生産用機械器具製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	27	業務用機械器具製造業(武器製造業を除く。274 医療用器械器具・医療用品製造業及び2743 医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む。))
15	印刷・同関連業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
16	化学工業(1624 塩製造業、火薬類製造業を除く。165 医薬品製造業を含む。)	29	電気機械器具製造業(2961X線装置製造業 2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を含む。)
18	プラスチック製品製造業	30	情報通信機械器具製造業
19	ゴム製品製造業	31	輸送用機械器具製造業(312 鉄道車両・同部分品製造業及び313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を含む。)
21	窯業・土石製品製造業	32	その他の製造業
22	鉄鋼業		

(2) (1) の業種を指定した理由

本町には、生産用機械器具製造業や化学工業、窯業・土石製品製造業をはじめとする製造技術・新素材関連の工場が集積している。

これら製造技術・新素材関連の工場は、地域の経済を支える基盤となるものであることから、これらの業種に携わる工場が、企業間の共同開発、技術提携、分業等により製造技術を磨き高めながら、引続き地域経済を支えていくようにすることは、本町にとって重要な課題である。

このため、播磨町、播磨町商工会、兵庫県が連携し、これら業種に携わる工場の更なる集積と、集積企業間の連携を一層深め、高度化や競争力強化を図るため、製造技術・新素材関連業種を集積業種として指定する。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	3 件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	70.4 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	166 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

① 工場用地等の情報提供（兵庫県・播磨町）

重点的に企業誘致を促進する産業用地として新島・東新島の工場用地の他、町内各所の工場用地情報を把握し、県とも情報共有しながら、進出希望企業への情報提供を行う。

② 立地環境・インフラの整備（播磨町）

円滑な企業立地を推進するため、企業ニーズを把握した上で、公共的施設の新設・改良など企業立地に必要なインフラの整備を行う。

③ 工場用地・適地の調査、発掘（播磨町商工会・播磨町）

本町総合計画に位置付ける「産業ゾーン」の整備など、地域の実情に沿った土地利用の方向を検討し、民間の工場跡地、遊休地等工場用地・適地の調査、発掘を行う。

（人材の育成・確保に関する事項）

① 経営安定化・人材育成事業（播磨町商工会）

OA講座、会計セミナー等の講習会や講演会を開催する。

② 中小企業内訓練推進事業（播磨町商工会）

兵庫県職業能力開発協会を活用し、企業団体や勤労者等の要望に応じた実務的な職業訓練を行う。

職業講座を通して、職業生活に必要な技能・知識等を取得した人材を養成する。

③ 就職面接相談会の実施（播磨町商工会）

関係機関等と連携し、新規学校卒業予定者（大学・短大・高専・専修学校等）、若年求職者・一般求職者に対し、「JOBフェア in 播磨」など東播磨地域の企業と連携した就職説明会を実施する。

(技術支援等に関する事項)

① 産官学の連携 (播磨町商工会・播磨町)

中小企業と研究機関、行政の連携による技術の高度化や企業間ネットワークによる共同研究・開発の取り組みを支援する。

② 新製品開発・技術力強化の支援 (播磨町商工会・兵庫県・播磨町)

中小企業団体や小規模事業者等に対し、技術革新等につながる設備投資や新商品開発に係る補助金を助成し、企業の競争力強化の取組を支援する。

兵庫県立工業技術センターの技術コーディネーターや「移動工業技術センター」を活用し、技術講演会や技術開発研究の成果発表、技術相談などの支援を行う。

④ 地場産業のブランド化の推進 (播磨町商工会・播磨町)

地域から集約された産業について高品質・高付加価値の製品としてのブランドイメージ作りに取り組んでいく。

④ 販路開拓・取引拡大の支援 (播磨町商工会・播磨町)

播磨町内の立地企業が独自の技術や製品を生かし、販路開拓や取引拡大につなげるため、展示会等への出展支援や情報発信体制の整備・充実を図る。

(その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

① 産業振興戦略ビジョンの策定・推進 (播磨町)

地域の中で富を生み出し、地域経済の活性化と豊かな町民生活を実現していくため、産業振興戦略ビジョンを策定し、活力ある地域経済を創出する施策を推進する。

② 交通基盤の充実・機能強化 (兵庫県・播磨町)

企業立地を促進し、円滑な物流輸送等による時間短縮を図るため、地域を横断する基幹道路である国道 250 号線 (明姫幹線) と国道 2 号線、また、幹線道路としての機能を有する県道別府平岡線、県道本荘平岡線は、適切な整備と維持・管理を図る。

③ 企業立地に関する優遇措置の実施・充実 (兵庫県・播磨町)

本町では、これまで、企業誘致に係る支援措置を設けていなかったが、本町への企業立地を促進するため、本計画の集積区域に立地する企業に対し、固定資産税の不均一課税の導入を検討する。

兵庫県では「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」を制定し、法人事業税の軽減に加え、設備投資補助、雇用補助、低利融資等による優遇措置を実施している。

今後は、本町及び県の優遇措置を有効活用しながら、企業立地の促進と産業の活性化を推進していく。

④ 企業立地支援事業 (播磨町商工会・播磨町)

本町への速やかな企業立地を促進するため、町内で工場用地を求める企業と、工場系の物件情報を把握する不動産業者等との連携を図り、工場用地に関する情報のマッチングを行う。

町役場内においては、企業立地相談窓口である住民グループ地域振興チームと、開発支援等の立地に係る関係グループとの連携強化と協議体制の構築により、ワンストップ窓口体制を充実し、事務処理の円滑化を図るとともに、迅速な企業立地に必要な支援を実施する。

⑤ 企業立地後のフォローアップ（播磨町）

町内に立地した企業を構成員とする「播磨町新島連絡協議会」や個別調整会を通して意見交換を図り、企業が求める人材確保や操業継続のための課題等のニーズ把握など、立地後の継続的な支援に努め、有効な対策や支援を行う。また、意見収集等により今後の企業誘致活動にも活用する。

「播磨町新島連絡協議会」において、会員企業が直面する諸問題について相互に連絡協議し、良好な企業環境を確保するとともに、地域と調和した企業活動の展開を図る。

また、セミナーや先進企業の視察等を実施するとともに、異業種交流の中での共同出荷等の提案など、ビジネスチャンスの創出に努める。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

（環境の保全）

環境保全面では、健全な地域環境を保ちながら立地事業者の円滑な操業を確保する観点から、工場設置に係る事前協議等を充実するとともに、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の公害の防止に係る関係法令の遵守を徹底する。

事業者が環境負荷の低減や産業資源の有効活用に努め、自然環境との調和を目指した事業活動や環境貢献活動を展開できるよう配慮する。

本町では、「播磨町環境保全条例」を制定し、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、人と自然が共生するまちの創造を図っている。その実現に向けた指針である「播磨町環境基本計画」等に基づき、町民・事業者・行政がごみの排出量の削減や地球温暖化の対策などの環境保全施策を総合的かつ計画的に推進する。

豊かな自然環境の調和を乱すおそれのある開発行為に対しては、住民説明会など環境保全について住民理解を得るための取組を行うとともに、進出企業の環境保全対策や立地適格性の審査を行う。

なお、具体的な企業立地等に関する協議、相談があった場合には、自然環境保全部局と十分調整の上、自然環境の保全が図られるよう配慮する。

兵庫県では、花と緑に関する取組の方向性を示す「ひょうご花緑創造プラン」に基づき、緑の量の創出や質の向上、県民の主体的参画による緑化の推進

等の取組を総合的に推進している。また、県民による緑化活動を通して、緑化の一層の普及を図るため、緑化活動に興味を有する県民や実践者等を対象としたセミナーの開催や普及活動を実施する。

また、「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、工場等の新設等を行う者に対する緑化の届出制度を導入し、その指導に努めている。

本町においても、平成12年に「播磨町緑の基本計画」を策定し、「一人一本の植栽で、緑の量の2倍増」を目標に掲げ、行政と住民や民間が協力して、都市緑化を進めている。

(地域の安全確保等に関する事項)

① 地域犯罪防止力の向上

本町では、地域における犯罪防止力を高めていくため、子どもの下校時を見守るために自治会連合会やボランティア団体などの活動組織と警察署・学校など関係機関との連携を深め、効果的に機能するため、連絡・協議する体制の構築に取り組む。

犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や、自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

② 安全な町民生活の確保

兵庫県では、県民一人一人が、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民・地縁団体等・事業者がともに連携し、地域の絆を一層高め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行している。

この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪・事故を増加させ、地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

ア 防犯に配慮した環境の整備

道路・公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯・街路灯等を設置する。

道路・公園・事務所等における植栽やフェンス等の適切な配置により、見通しを確保する。

イ 事務所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定や防犯設備の点検整備を実施する。

ウ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備や定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

エ 警察への通報体制

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

オ 地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロール車」）による防犯パトロール活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動に取り組む。

- ・企業立地に当たって、歩行者の安全確保のための出入り口の制限や、路上駐車対策としての敷地内駐車場の設置等があり、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図っている。
- ・播磨町としては、平成 15 年 3 月施行の「播磨町生活安全条例」に基づき町民の安全意識の高揚および自主的な生活安全活動の推進を図る。
- ・今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部と所轄の警察署等の連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図っていく。

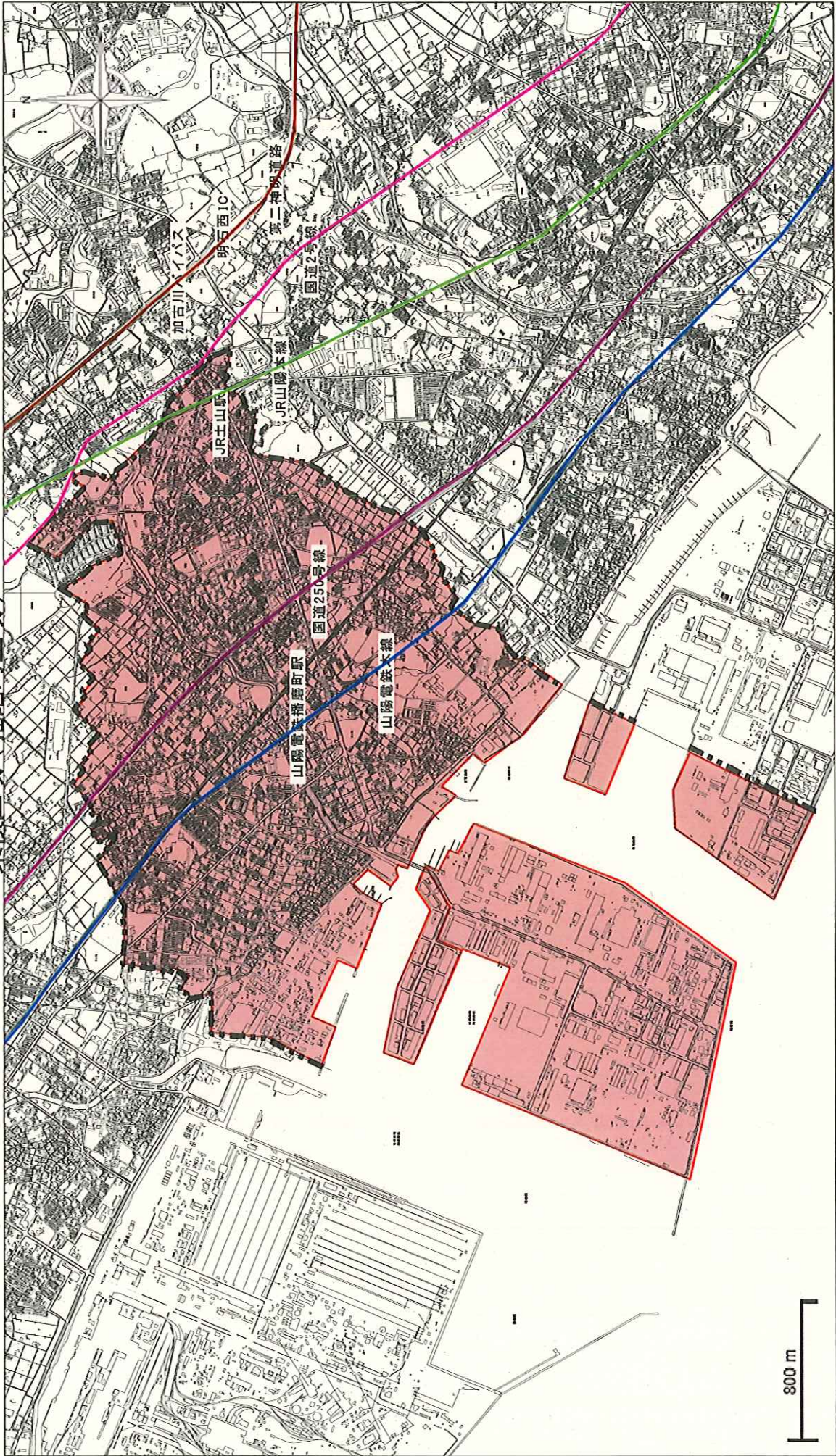
9 法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する区域における同項第 7 号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成31年度末日までとする。

集積区域（播磨町全域）



1/30000

1/1

300 m

